

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第四条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件（令和三年国税庁告示第二号）

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第二条第二項第六号、第三条、第四条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定め、令和三年二月十五日から適用する。

令和三年一月二十九日

国税庁告示第二号

- 一 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条第二項第六号ニに規定する電子証明書は、政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）における政府共用認証局が作成したものとする。
- 二 規則第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条に基づく手続等とする。
- 三 規則第四条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準及び第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。
- 四 規則第十条第三号に規定する方式は、規則第八条の電子情報処理組織を使用して行う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書若しくは同法第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明

用電子証明書又は規則第二条第二項第六号イ若しくはロの電子証明書を送信する方式とする。

本則 一部改正

前文〔抄〕〔令和三年国税庁告示第二十八号〕

令和四年一月四日から適用する。

前文〔抄〕〔令和五年国税庁告示第十九号〕

令和五年五月十一日から適用する。